

伝統文化の保存と再生

横浜の「伝統文化」は、わが国全体の歴史的伝統のなかでみれば歴史的価値の乏しいものであるのかもしれない。しかしこの横浜に住む市民にとってみれば、かけがえのない歴史的遺産である。急激な都市化によって失われていく横浜の伝統文化には意外に知られていない面も多い。その現状はどうか。

文化財の保存と活用

教育委員会文化財課主査 岡野正文

うちにも文化財が

ある日、Aさんから「私は旧家で古い家に住んでいるが、ここへきて新築しようと思うので、今の家をそっくり文化財として市に寄附するから引取ってください。ついでに土蔵にも古道具や書類がいっぱいはいったままになっているから、いらないか」と区を通じて連絡してきた。

さて、これが保存となると、どうか？文化財としての価値、移転、移築、保管場所、必要経費など、そう簡単に解決の

見通しは立てられない。

B氏は「古戸棚を整理したら巻物が出てきた、うちではいらないけど文化財だから寄贈する」といって、巻物二点を持ってきた。巻物を開いてみたら「〇〇のお守り」と「高僧△△の尊影」である。

ところが某住職の口からこの「お守り」は感心しない、むしろ忌むらしいものであると聞いた。これは信仰上の問題と解釈して、いずれも一応当課に保管してある。

また昨年某新聞に「和算算額」の記事

が載っていた。その解説によれば、算額とは昔、関孝和が開いた和算について門弟達が地方に帰ってからの、ある問題を設問し、これの解ができたとき神仏に感謝し併せて自己のPRのため近くの神社仏閣にその算式を書いた額を奉納したもので、当時の和算史を知るうえで貴重な資料であり、岩手県下に八四枚あると報道していた。

横浜市内では関孝和との関係は別として私は緑区荏田町にある真福寺(国指定重文の木造釈迦如来立像あり)で数点拝見したのでその写真を載せておいた。

かくれた文書

最近、古文書を勉強したい、古い町並

文化財の保存と活用——岡野正文
民俗と民俗文化財——中村亮雄
郷土史研究——太田俊二郎
瀬谷区の歴史を知る会の活動——小林忠秋
地場産業——渋谷晴彦——赤堀郁彦

みはないか、仏像・絵画を見たい、等の電話照会をよく受けている。

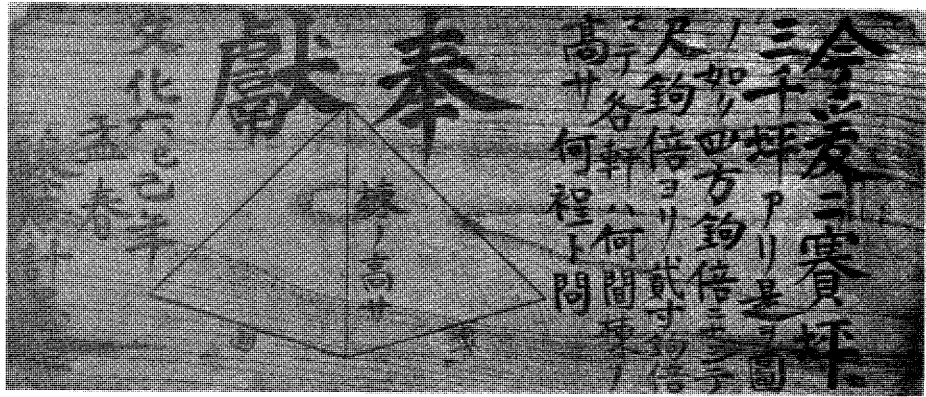
本市では昨年度から市全域に亘って、現在どこに、どんな有形、無形、民俗文化財が、どのぐらいあるか、という総合的な文化財調査を体系的に進めている。調査記録はこれを台帳化して将来活用の有力な資料とする予定である。

今までの調査実績

年度	50		51	
	50	51	50	51
彫文	36	51	82	118
石	86	25	3	10
建造物	21	4	17	23
金漆絵	4	4	4	4
工芸	17	23	4	42
古芸	4	42	3	80
民俗	23	4	4	42
計	318	266		

(昭 51.12現在)

文化財は直接経済生活面で関係が薄いだけに容易に滅失されやすいので、掘り出してまでも調査する必要がある。特に



象として調査を行っており、すでに約二五、〇〇〇点の調査を終了し、将来これ等の資料を保存利用するための施設を検討されている。

文化財と骨董のちがい

広辞苑で文化財に関連する言葉を引いてみたら

○文化財 文化財価値を有するもの

文化活動の客観的所産としての諸事

象又は諸事物

○文化遺産 将来の文化的発展のため継承されるべき過去の文化

○骨董 種々雑多な古道具

稀少価値或いは美術的価値のある道具

具

と記載されており、骨董はあくまでも趣味の域に浸っているものに過ぎず、文化財とは根本的にその観点を異にするものであると考へたい。また文化財保護法では「文化財はわが国の歴史・文化等の正しい・理解のため欠くことのできないものであり、かつ将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるように、周到の注意をもってこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない」と述べられていて、これが政府及び地方公共団体の任務であると規定している。

掘ってみなければわからない

遺跡の性格は、調査結果を待たないとわからないという意味である。

開発行為の事前協議時点から調査の結果この遺跡の内容が判明し、その保存方法をどうするかが決まるまでには、その過程の中でどこかの時点でどう指導し、どう調整していくべきか、ということが行政にとって非常に難かしい問題である。

この場合、指導調整の難かしさの根本には次のことがあるためである。

- 1 調査費は原因者負担
- 2 調査結果をみないと重要度が不明
- 3 現状保存となれば公有化の対策と莫大な経費が伴なうこととなる
- 4 調査期間中は開発や耕作はストップ
- 5 調査結果によっては開発計画の変更もあり得る

正しい理解とは

私の経験した埋蔵文化財の面から事例をあげて考えてみよう。

ある遺跡から出土した黒曜石の石鏃であっても、その石鏃と同質の黒曜石がどこで産出しているかがわかれば当時の縄文人あるいは弥生人の交易範囲や生活圏を知ることができるし、またスタレ状圧痕のある土器（縄文中期、青森県や北海道で出土）を見ても当時すでにムシロ・

カゴが作られ使用されていて土器を作るときに土器の裏底部に圧痕されたものと思われることから、当時の人達の主食糧であったドングリ・トチの実を運搬加工貯蔵のため使用していた道具を知るともに食生活の一部を知ることができる。

過日、遺跡発掘中に、第二次大戦末期に本土決戦体当り戦術のため掘った蝸壺が発見されたので、「土壙」と区別するべくあえて記録しておいた、と報告していた発掘調査報告書を読んだことがある。以上はほんの一例に過ぎないが、さらにはその保護と保存がいかに必要であるかということにもつながることであろう。

文化財を保護保存し、また不注意な行為のため寸時にして滅失してしまうことのないよう十分注意して、これを永く後世に伝えていくことがわれわれ一人ひとりに課せられた責任なのである。しかし、どんなものでも残せということではなく、法は保護の基準を次のように規定している。

学術上極めて価値の高いものうち国宝及び重要文化財指定基準によって価値を判断し重点的に保護すべきものを限定して保護する、と。

市内の文化財

今までの記録を見てみると市内には無

古文書のうち総務局では行政文書に対

土器時代から縄文・弥生・古墳と各時代の遺跡を始め、戦国時代の城跡も多く発見されているし、その他の有形・無形及び民俗文化財も相当多く残されている。参考までに市内の現況を記載する。

○指定文化財

部 門	国	県
建築	11	3
彫刻	8	13
工芸	7	9
書画	12	18
古跡	11	0
出土品	2	0
民俗	3	0
文化財	1	0
計	103	55

国・県が指定したものを。

○遺跡件数二、二七六（周知の遺跡）

584	北	緑	塚南見川	谷	子沢谷
620	北	緑	塚南見川	谷	子沢谷
357	北	緑	塚南見川	谷	子沢谷
131	北	緑	塚南見川	谷	子沢谷
170	北	緑	塚南見川	谷	子沢谷
79	北	緑	塚南見川	谷	子沢谷
9	北	緑	塚南見川	谷	子沢谷
40	北	緑	塚南見川	谷	子沢谷
93	北	緑	塚南見川	谷	子沢谷
191	北	緑	塚南見川	谷	子沢谷
35	北	緑	塚南見川	谷	子沢谷
40	北	緑	塚南見川	谷	子沢谷
27	北	緑	塚南見川	谷	子沢谷

50.12現在

○城跡館跡 約五九ヶ所

山城のため開発により大部分は姿を消したが、茅ヶ崎城跡は殆んど完全な形を残している。小机城跡も中心部は残されている。これらは戦国時代の戦略史研究上貴重な資料であろう。

遺跡の保護・保存と指導方針

昭和三〇年代から始まった経済成長は本市の様相を一変させ、全市域に亘る急激な都市化は公共事業私企業を問わず開発に次ぐ開発現象となり、文化財は滅失の危険にさらされる事態となったため、

本市では昭和四十四年に文化財保護措置要綱を制定し指導順位を次の順と定め、諸開発施工者の協力を得ながら対処してきている現状で埋蔵文化財保護行政のうえではかなり大きな成果をあげている。

- 1 保存できるものは極力現状保存する
- 2 開発計画の中に遺跡をとり入れ、公園広場などにして活用する。
- 3 発掘調査して記録を保存する、また遺跡保存の基本方針としては全国的にみて特に重要であり、本市が保存しなるとその種の遺跡は滅失するような貴重な遺跡のみ保存する。

文化財保護行政を進めるうえで対処しなればならないことは、その保存をふまえたうえで伝統と創造、保存と開発という競合を同時にどう調整して解決していくかである。

その結果保存された文化財については限られた財源で保存された以上、充分な維持管理と活用に努めなかつたならば保存の意味はなくなってしまふであろう。

その活用は

文化財が活用される度合いは、その維持管理状態いかんによると思う。なぜ活用されにくいのか、それは活用に適当な媒体が殆んど与えられていないからといえるよう。

媒体はどのようなものが望ましいか？

「古代人の着物は？ 食物は？ 住まいは？」こんな素朴な質問こそ活用方法に取り入れるべきで、限られた人達に供する高度な媒体に止まることなく、いつでも誰でも、家族ぐるみで理解ができて興味をわかせるような媒体が必要である。

一般的にみて文化財保護行政の一環として将来の文化向上の糧とするため市民に文化財を活用させる施策の必要は充分認められているし、また歓迎もされるものである。

文化財の保護・保存は市民一人ひとりの理解と認識があつて初めてその実を結ぶことができるものであつて、文化財保護行政推進のためには、市民に対して「文化財の活用」と「文化財に対する愛護思想の普及啓発」をはかることが必要かつ大切なことであり、今後一層努力しなければならない。

民俗と民俗文化財

つかめてない横浜民俗

民間に伝えられ、受け継がれてきた衣食住・生業・信仰・年中行事・人の一生等に関する風俗・習慣・芸能等のほか、

いわゆる民話といわれている伝説・昔話、民謡、諺等の口承文芸を含めて、民間に伝承されてきたものを「民俗」といい、これを比較し、総合的にその推移を追求しようとする学問が「民俗学」である、と私は考えている。

わが県の民俗学の歴史は極めて浅く、本格的な民俗調査が始まったのは、大正

都市開発局 中村亮雄

の末頭であつたが、その後、比較的古い民俗が残されている離島や僻地の農・山・漁村の総合調査が進められ、学問としての方向づけがなされ体系づけられたのは、戦後間もない頃のことであつた。

横浜市域は、開港以来、首都東京都心部と共に都市化が進み、その結果、民俗調査の対象となるべきものが少ないであろうと思われたこともあつて、総合的な調査は、近年数例が行なわれたに過ぎず、それまでは、わずかに断片的な報告が関係の機関誌であつた「郷土研究」「旅と伝説」「民間伝承」等に発表されたに